

専門実践教育訓練給付金制度

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。対象となる方には講座修了後に、教育訓練受講に支払った費用の一部がハローワークから支給されます。

対象者

- ① 雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算3年以上の方
 - ② 教育訓練給付金制の支給を受けたことが無い方に限り、雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算2年以上の方
- ※ いずれも、ご自身で受講料を支払われた方に限ります。
※ 教育訓練給付金の申請を希望される方は、事前にご自身が給付対象者であるかをご本人の住所を管轄するハローワークにてご確認ください。

対象講座

共通記載事項		教育訓練施設の名称	未来ケアカレッジ 実務者養成校	標準受講料（税込）
		受講開始（予定）日	毎月 1日または16日（手続き※1参照）	
		受講修了（予定）日	受講開始日より6か月後	
保有資格別	無資格	指定番号	2310092-2010011-8	¥164,450
		教育訓練講座名	実務者研修	
	ヘルパー2級	指定番号	2310092-2010021-0	¥109,450
		教育訓練講座名	実務者研修（ホームヘルパー2級修了者対象）	
	初任者研修	指定番号	2310092-2010031-3	¥109,450
		教育訓練講座名	実務者研修（介護職員初任者研修修了者対象）	

※ 実際の受講料につきましてはコースごとに異なることがあります。詳細は各コースのスケジュールをご覧ください。

給付率

- ① お支払された受講料の50%、また修了後1年以内に介護福祉士国家資格を取得して正社員などに雇用された場合は、さらにお支払された受講料の20%（最大70%）

手続き

- ① 受講開始日（※1）の2週間までにハローワークで事前手続きを行ってください。

ハローワークでの事前手続き

お近くのハローワークにご予約の上、キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成してください。

その際に実践教育訓練給付制度を利用したい旨をお伝えください。

◆ジョブカードとは「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものです。

ジョブカードはWEBサイトで作成することが可能です

マイジョブ・カード → <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

※ジョブカードは事前にご自宅等で作成して、キャリアコンサルティング時に完成させることも可能です、キャリアコンサルティング時にキャリアコンサルタントと共に作成することも可能です。

ご本人の住所を管轄するハローワークに以下の書類を提出してください。

- ①「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」（ハローワークで配布）
- ②ジョブカード（訓練前キャリアコンサルタントを受けてキャリアコンサルタント実施者欄に記入されたもの）
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）
- ④マイナンバー確認書類（マイナンバーカードか通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）
- ⑤写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3cm×横2.5cm） マイナンバーカードを提示すれば省略可
- ⑥払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

※必要書類等はご予約の際にハローワークにてご確認ください。

- ※1 未来ケアカレッジの実務者研修における受講開始日は、毎月1日か16日のいずれかとさせていただきます。お申込前に事前手続きを済ませている場合は、ハローワークに申請した開始日を選択してください。ハローワークのお手続きがまだの場合は、手続き期間を見越して1ヶ月後の1日、または16日を選択してください。介護過程Ⅲと医療的ケアのコースは、この受講開始日の翌日以降に開講するコースを選択してください。受講開始日の指定がないときは、自動的にお申込から直近の1日か16日とさせていただきます。

【専門実践教育訓練給付金】を利用する場合の受講開始日

例) ハローワーク手続き済みで、2024/4/3に実務者研修をお申込みの場合

受講開始日は、2024/4/16（ハローワークに申請した開始日）を、介護過程Ⅲと医療的ケアは開始日以降に開講するコースを選択。受講修了予定年月日は6ヶ月後の2024/10/15となります。

例) ハローワーク未手続きで、2024/3/19に実務者研修をお申込みの場合

受講開始日は、2024/5/1を、介護過程Ⅲと医療的ケアは開始日以降に開講するコースを選択。

3/31（受講開始日の1か月前）までにハローワークで事前手続きを行ってください。

受講修了予定年月日は開始日から6ヶ月後の2024/10/31となります。

実際の修了証交付日は、受講状況や保有資格の有無に応じて異なります。

※ご不明の場合は0120-16-8351カスタマーセンターまでお問い合わせください

- ② 未来ケアカレッジに講座のお申し込みをお願い致します。その際に専門実践教育訓練給付金を利用の旨をお伝えください。受講開始日をいつとして申請されたかを当校までご連絡ください。※1を参照してください。
- ③ 申込み後、受講決定通知書が届きます。講座開始日が受講決定通知書の開講日と同じかを確認ください
- ④ 講座を修了されますと、以下4つの書類をお渡しします。
「教育訓練給付金支給申請書（様式33の2の4）」「教育訓練給付金支給申請書（様式33の2の5）」
「専門実践教育訓練修了証明書」・「受講料領収書」（またはクレジット契約証明書）
※それぞれ1部しか発行致しませんので大切に保管ください。
- ⑤ 「教育訓練給付金支給申請書（様式33の2の4）」に必要事項をご記入の上、修了日から起算して1ヶ月以内に以下6つの書類をご本人の住所を管轄するハローワークに持参してお手続き下さい。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者証 または 受給資格者証 ・雇用保険被保険者等の住所 または 居住を確認できる官公庁の発行した書類 ・個人番号（マイナンバー）確認書類 ・教育訓練給付受講証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門実践教育訓練修了証明書 ・受講料領収書（またはクレジット契約証明書） |
|--|--|

- ⑥ 後日、ハローワークからご本人の指定口座に給付金が振り込まれます。（お支払された受講料の50%）
- ⑦ さらに受講修了日の翌日から1年以内に介護福祉士国家資格を取得し、かつ受講修了の日から1年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合は、教育訓練給付金支給申請書（様式33の2の5）に必要事項をご記入の上、雇用された日の翌日から1ヶ月以内（既に就業しており、介護福祉士の資格を取得した場合は取得後1ヶ月以内）に以下3つのご本人の住所を管轄するハローワークに持参して申請してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者証 または 受給資格者証 ・雇用保険被保険者等の住所 または 居住を確認できる官公庁の発行した書類 ・個人番号（マイナンバー）確認書類 |
|--|

※内容および受給資格等詳細についてはハローワークにご確認ください。

- ⑧ 後日、ハローワークからご本人の指定口座に給付金が振り込まれます。（お支払された受講料の20%）

※ 2024年2月より電子及び郵送での申請も可能となりました。詳細はハローワークか厚生労働省のHPでご確認ください。

教育訓練給付金制度と母子（父子）家庭自立支援給付金制度と併用される方へ

母子（父子）家庭自立支援給付金制度は地方自治体により実施されております。講座お申込み前に最寄の市区町村への事前申請が必要です

手続き

- ① 事前に母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請には何か必要かを最寄の市区町村にご確認ください。
- ② 講座終了後、ハローワークへ行き、教育訓練給付金制度の手続きを行ってください。
ハローワークにて母子（父子）家庭自立支援給付金も申請予定であることを伝え、受講料領収書（またはクレジット契約証明書）は返却してもらってください。
（母子（父子）家庭給付金の申請書類に教育訓練修了証明書が必要な場合は事前にコピーをとっておくかハローワークにて教育訓練修了証明書を返却してもらってください）
- ③ 市区町村の市役所等へ必要書類を持って、母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請に行ってください。
必要書類については最寄の市区町村担当課にご確認ください。

注意

ハローワーク、お住まいの市区町村にて教育訓練修了証明書の原本提出を求められる場合があります。
基本的に1部しか発行致しませんが、両方で原本提出が求められ、2通必要な際は教室までお問い合わせください。